

令和3年 第1回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月28日(木) 午後1時30分

2. 場 所 美浜町役場 議会会議室

3. 出席委員(9名)

委員	1 番	松下	勝美
委員	2 番	山本	和美
委員	3 番	大野	克弥
委員	5 番	藤本	悟
委員	6 番	山本	光雄
委員	7 番	山本	文昭
委員	9 番	馬野	弥裕
会長職務代理	10 番	山口	哲男
会長	11 番	中村	博昭

4. 欠席委員(2名)

委員	4 番	軍場	康代
委員	8 番	浅妻	孝彦

5. 議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第3号 農用地利用集積計画について
日程第 5	議案第4号 農用地利用配分計画案の作成に係る意見について

6. 美浜町農業委員会事務局職員

事務局長	今安	宏行
次長	島田	貴志
書記	田邊	雄

美浜町産業振興課職員

主査	浅妻	真記
----	----	----

7. 会議内容

【開会宣言】

事務局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

それではただ今から令和3年第1回の農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の欠席者は、4番 軍場委員、8番 浅妻委員の2名でございます。よって過半数以上の出席をいただきましたので、本総会が成立を致しましたことをここにご報告させていただきます。

それでは、中村会長よりご挨拶をいただきます。

(その２) 譲渡人：美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■
申請地：■■■■■■■■■■ 地目：畑 地積：５２２㎡
譲受人：美浜町■■■■■■■■■■ ■■ ■■■
経営面積：１６０．２ａ
調査担当委員は山本光雄委員です。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

[illegible][illegible]

以上につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号（その1）農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

譲渡人は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■■さん ■■歳 ■■をされている方です。

申請地は、■■■■■■■■■■ 面積は1, 308㎡ 地目は田となっています。

譲受人は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■■さん ■■歳 ■■をされている方です。

農地取得後の経営面積は34, 047㎡となります。

資料1-1の付近図及び写真資料をご覧ください。

申請地は県道■■■■■■■■線沿いに位置する農地です。

農地取得後の経営面積は34, 047㎡となりますので農地法第3条の許可を受ける際の下限面積（30a）及び経営すべき面積は満たしております。

営農については水稻を耕作する計画であり、農作業の従事状況においても、譲受人自身50年の農作業経験があり、譲受人の息子さん■名においても同じく10年の農作業経験がありますので、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。その他の農地法3条の許可要件である自宅から農地までの距離等にも問題はありません。

調査担当委員は山本光雄委員です。以上です。

続きまして、議案第1号（その2）について説明させていただきます。

譲渡人は、（その1）と同様に■■■さんです。

申請地は、■■■■■■■■■■ 面積は522㎡ 地目は畑となっています。

譲受人は、■■■■■■■■■■ ■■■さん ■■歳 ■■をされている方です。

農地取得後の経営面積は16, 020㎡となります。

資料1-2の付近図及び写真をご覧ください。

申請地は舞若自動車■■■IC近くの農道■■■■■■■■線沿いに位置する農地です。

農地取得後の経営面積は16, 020㎡となりますので、農地法第3条の許可を受ける際の下限面積（30a）及び経営すべき面積は満たしております。

営農については水稻を耕作する計画であり、農作業の従事状況においても、譲受人自身50年以上の農作業経験があり、譲受人の妻においても同じく40年の農作業経験がありますので、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。その他の農地法3条の許可要件である自宅から農地までの距離等にも問題はありません。

調査担当委員は山本光雄委員です。以上です。

続きまして、議案第1号（その3）及び議案第2号（その1）について説明させていただきます。

資料No.1-3をご覧ください。

これは美浜町の農業人材育成拠点整備事業に係る整備の申請についてです。事業概要についてはホワイトボードに付けてありますので、後程ご覧ください。

申請地は付近図で示している赤色が議案第2号（その1）の5条申請、青色が3条申請となります。

青色の南側の農地については前々回の農業委員会で3条申請として既に美浜町が取得しております。その続きの農地として青色部分を今回美浜町が取得する目的で3条として挙げております。ここについては生産施設（ハウス）が建つ予定となっており農地として取得、赤色部分については駐車場及び観光施設の店舗が建つ予定となっており宅地として取得したいということで5条の申請となっております。

この青色と赤色が入っている14号11番については上部分が5条、下部分が3条となり、一筆の中で申請が分かれております。写真図を見て頂きますと一筆がどれくらいあるのかがわかると思いますので、付近図でも確認して頂ければと思います。

ここにつきまして譲渡人は、美浜町■■■■■■■■■■ ■■■■さんです。

3条の申請地は、■■■■■■■■■■ 面積は1, 593㎡のうち1, 164㎡。

5条の申請地は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の一部 合計面積は1, 224㎡となります。

譲受人は、美浜町郷市第25号25番地 美浜町長 戸嶋秀樹です。

調査担当委員は山本和美委員です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

(その1)、(その2)について調査担当委員の山本光雄委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本光雄委員

現場を見に行きましたが特に問題はないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして議案第1号(その3)及び議案第2号(その1)について調査担当委員の山本和美委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本和美委員

同じく現場を確認しましたところ別に問題はないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきまして何かがご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(なし)

特段ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件について原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号については原案の通り許可する事に致します。

続きまして、日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請5件を議題と致します。

議案内容について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号(その1)につきましては先程説明をさせていただきましたので割愛させて頂いて

(その2)農地法第5条の規定による許可申請についてから説明させていただきます。

第2種農地の転用機銃については、周辺地域において事業用地が農地以外の土地や第3種農地では確保できず、代替性がない場合のみ許可されるものであります。しかし、今回の申請者である譲受人と譲渡人は親子であり、居住敷地より近隣にある農地を転用するものであるため、第1種農地の許可要件の例外規定である「申請地周辺に居住する者の日常生活に必要な施設を集落に接続して設置するもの」に該当するため、第1種農地の許可要件を満たすことになり、第2種農地においても許可基準を満たすことになります。

現地調査は軍場委員、大野委員で行っております。地区担当委員は軍場委員です。

申請者である使用借人は敦賀市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■
 ■さん ■歳 ■■■の方です。

使用借人と使用貸人は孫と祖父であり、現在住まわれている住宅横にお孫さんの住宅を建築するための転用申請でございます。

資料 1-7 をご覧ください。

用排水計画につきましては、上下水道に接続し、雨水は自然硫化させ、道路側溝に流す計画となっております。

また、一般基準についても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画、添付書類、現地の確認等の結果、許可要件はすべて満たしております。

(その２) について調査担当委員の山本和美委員、補足説明がありましたらお願いします。

(その３) について調査担当委員の松下委員、補足説明がありましたらお願いします。

（その４）については調査担当委員の軍場委員が欠席をされておりますが、補足説明がありましたらお願いします。

事務局

軍場委員さんから、現地にて確認しましたが特段問題はありませんでしたということです。

議長

(その５)について調査担当委員の山本光雄委員、補足説明がありましたらお願いします。

山本光雄委員

おじいさんの家の横にお孫さんが帰ってきて家を建てるということで、美浜町の人口も増えますし、別に問題はないと思います。

議長

お孫さんが帰ってくるというのは良いですね。

ありがとうございました。

以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきまして何がご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(なし)

特段ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請５件について、一括で原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第２号については原案の通り本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達する事に決定致します。

続きまして、日程第４ 議案第３号 農用地利用集積計画についてを議題と致します。

議案内容について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第３号 農用地利用集積計画について及び議案第４号 農用地利用配分計画案の作成に係る意見について、この二つについて併せて説明させていただきます。

今回はすべて農地中間管理機構である、ふくい農林水産支援センターとの利用権の設定になります。第３号、４号議案では中間管理の契約の性質上、第３号議案にて所有者の方から中間管理機構に預ける集積計画、第４号議案にて中間管理機構から耕作者の方への配分計画という形となっております。

第３号議案の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

農用地利用集積計画(農地中間管理事業関係)令和３年３月３１日始期分となっております。

筆数としては新規の設定期間５年が１８０筆、１０年が２４筆、合計２０４筆となります。

利用権設定面積としては新規の設定期間５年が３０５、３１５.５㎡、１０年が４０、７７７.０㎡、合計３４６、０９２.５㎡となっております。

詳細につきましては農用地利用集積計画一覧表のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法の第１８条第３項の各要件を満たしていると考えております。

計画一覧表に関しましては所有者の方から中間管理機構に預ける集積計画となっております。

次に、議案第４号 農用地利用配分計画案の作成に係る意見について説明させていただきます。

第3号議案で説明させていただきました農地中間管理事業を利用した農用地利用集積計画より、農用地利用配分計画案について本農業委員会でご意見を頂き、その意見を農地中間管理機構に挙げさせていただきます。

今回提出させて頂いた農地は中間管理機構から配分により、■■■■の■■■■さんと、■■■■■さん、■■■■■■■さんの合計4筆、■■■■■さんで20筆、■■■■■■■さんで120筆を、ふくい農林水産支援センターと利用権設定をする計画となっております。

最後に農用地利用配分計画（案）の図面となっております。

今回の利用権設定については3枚目の資料No.2で利用権設定の状況としまして、前回の令和2年11月1日公告でありました現在利用権面積3,971,726.17㎡から、相対契約で3月末に終期を迎える面積の46,244.0㎡と、相対契約途中に合意解約をする面積の250,430.5㎡と、利用権設定を新規とする分として25筆49,418㎡を足しまして中間管理機構へ預けます新規設定面積で346,092.5㎡となっております。

つきましては、令和3年2月1日公告として利用権設定された面積は4,021,144.17㎡となります。以上です。

議長

ありがとうございました。議案第3号と議案第4号の関連があるということで、一括で説明をして頂きました。

それでは、議案第3号と議案第4号の2件について一括で審議して頂きたいと思います。何かご質問等はございませんか。

事務局

補足説明としまして資料No.2の中途解約面積ですが、今回、相対契約中の農地を中間管理機構にできるだけ預けたいということで、相対契約を合意解約して中間管理機構に預ける運びとなっております。

中間管理機構に預けるメリットとしては、一括して中間管理機構が所有者全体の賃料を耕作者に伝えて、耕作者が中間管理機構にお金を払い、中間管理機構から各所有者に支払いをしてくれる点、それまで各個人に払っていた口座振替の手数料も必要ないという点、また契約を全て中間管理機構が相対に入ってくれる点で、中間管理機構に預けるほうが有利だという事です。

次長

特にJAさんが県下一JAになった時に、JA間の通帳の中での振込みについても振込手数料を取る事になり、■■■■■■■さんにしても一件ごとの振込手数料の負担がかなりかかるという事で、その部分の経営負担を軽減したいという事もあり、今浅妻が説明をした形で中間管理機構に全体を預けて中間管理機構から各農家さんにお金を支払ってもらえば振込手数料もかからないという事もありますし、事務手間もいらないという事で、担い手さんの経営負担は軽くなるという事です。

議長

今回、■■■さんも今まで個人的な契約をしていたのを一括で管理機構に預けて、賃貸料も各地主さんに支払っていたのを一括で管理機構のほうから支払ってもらう、その代わり一括の金額はまとめて管理機構に収めるというような流れになったと思います。

事務局

前回も事業の説明をさせていただいたと思いますが、町全体とかエリアを決めて管理機構に全部任せるという流れになると、またそのエリアで土地改良であるとかそういった事業に乗れるようなメリットもあるというのを聞いています。

今後、年貢であるとか料金の統一という事も中間管理機構にできるだけ任せていく流れと、料金も一定にすることができると結構手間を省けるところもありますし、町の事業に乗る事もできますので、今後その様な方向に持っていければと思っています。

議長

町全体の反当りの賃料はこれを見ると大体3,500円基準となっていますね。町がある程度ラインを決めていただくと我々も下げることが可能かなと思います。

事務局長

これはまだ定着しなければいけないと思いますが、やはり地権者が耕作者の顔を見て貸すという流れがあり、今中間管理機構を通していても結局何かあった場合は耕作者に言うことになっていると思います。これが段々管理機構を間に通してという事になると、地権者とのやり取りは管理機構がやって、そこで耕作者が集まってエリア分けをする事もできると思います。

今はたくさんそれぞれ手分けして作られている所を、更新の機会があればそのような形でやっていくのも一つかなと思いますし、町として料金の統一という事を考えた時に、誰に任せてもみんな管理機構に預けて料金は町内一律ですとなれば楽なのかなと思います。

只今でも賃料はタダでいいですよと言われる方もおられるので、基準を決めるとするとまずは上限を3,500円とか3,000円のくくりの設定になると思います。

藪ノ内委員

今は1反3,500円のところが多いですね。3,500円というと地区土地改良の1反当たりの計上の割り当ての金額と同じですね。結局その分だけ下さいという事ですね。土地改良に入る分だけ負担をお願いしますという事ですね。

事務局長

あと負担となるのは、田んぼの税金が個人持ちになるという事です。

議長

山本文昭委員どうぞ。

山本文昭委員

期間満了の46,244㎡は再設定されていないという事です。

事務局

期間満了面積は3月末に期間満了する分も全部、新規の設定で中間管理にという事です。再設定の相対契約ではなくて中間管理機構に再設定という事で、今回期間満了分と中途解約分も合わせて新規で中間管理に全て預けるという形になっています。

山本文昭委員

今後、手数料の問題でメリットがないという事なので、個人個人の利用権設定は中間管理機構を利用したほうがお得ですよという考え方でよろしいですね。

事務局

所有者さんも代替わりをした時に耕作者さんの誰と話をしたらよいか分からないというところもありますし、そういうところは公的機関が入っているのと、町も間に入っていますので登記の事とか相続の話というのは手続き的に一緒にできます。

議長

管理機構は地主さんが分からなくなる時がありますね。田んぼは作らせてもらっているのですが、実際亡くなると相続される方がこちらにいなかったり、町に出てしまっていたり、どこに行ったか分からない様な状況にもなり兼ねないのですが、その辺りは管理機構がちゃんと追跡をして進めてもらえるという事ですね。

事務局

追跡はしていくのですが、途中で難しいところも多いのと、相続放棄をしているところについては中間管理でも受けられないところも多いです。県外に出ているところも探っていきますが、途中で分からなくなっているところもありますし、そういうところは中間管理もなかなか受けてくれない事もあります。

只、ずっと追跡はしていくのですが、やはりどこかで止まると難しいとは聞いています。

議長

他にご意見はございませんか。

(なし)

特に無いようですので、採決をしたいと思います。

それでは議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画案の作成に係る意見について、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第3号ならびに議案第4号については原案の通り本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達する事に決定致します。

以上で本日の議事日程については終了致しました。

【閉会】 午後8時43分

令和 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議事録署名人

5番

6番